

兵庫県公報

令和7年3月6日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
○ 安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例（林務課）	3

公布された法令のあらまし

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

国及び他の地方公共団体の職員の給与等との均衡を考慮し、令和7年4月1日（以下「切替日」という。）に職員の号給が切り替えられることに関し、切替日の前後で職務の級を異にする異動等をしたものに不均衡が生じないように、号給の調整に係る規定を設ける等所要の措置を講ずることとした。

◎安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金等を活用して行う事業が終了したこと等に伴い、当該事業の資金に充てるために設置した森林林業緊急整備基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

条 例

安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月6日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第2号

安心こども基金等設置条例の一部を改正する条例

安心こども基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域産業の再生」を削る。

別表森林林業緊急整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。